

『評価・育成システム』の確認事項

「評価・育成システム」の本格実施が強行されてから今年で11年が経過しました。

泉北教組は、和泉市・高石市・忠岡町の各教育委員会と左記のような確認をしています。

もしも、この確認に反する事態が発生した場合は、泉北教組まで連絡ください。

【その後に行われることになった「授業アンケート」については、別途確認があります】

設定した 目標は尊重

教職員が主体的に設定した目標は尊重されます。管理職が強制的に書き直させることはシステムの趣旨に反します。

また、書き直さなかった行為そのものが評価の対象にされることはありません。

評価は 絶対評価

職場内の他の教職員と比較して評価したり、SやAの割合を決めて評価することは、システムの趣旨に反します。管理職の評価に納

評価・育成システムについて

泉北教組が和泉市教委・高石市教委・忠岡町教委と確認した事項(2011年3月)

1. 2004年、2005年に行った「教職員の評価・育成システム」に関わる「府教委回答」と「和泉市(高石市・忠岡町)教委回答」については厳守する。
2. 憲法23条で「学問の自由」、学校教育法28条で「教諭は児童の教育をつかさどる」が規定されているように、教員は子どもの成長・発達のため、教育上の権限をもつ。また、「教育上の権限」について、最高裁判決で「教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならない」「一定の範囲における教授の自由が保障されるべき」と示されている点は、和泉市(高石市・忠岡町)教委としても認める。

3. 目標設定について

教職員が主体的に設定した目標は尊重されるものである。

「教職員が目標の修正・変更を行わなかった場合」に、「業績評価の際に設定目標を考慮して評価を行う」とは、目標の修正・変更を行わなかった行為について行うものではない。

4. 自己申告票の目標は当該教職員が主体的に設定、校長が一方的にこれを変更することは考えていない
5. 教育活動は自主的・創造的な営みであることから、「求められる行動パターン」は、あくまで例示であり、教職員に強制されるものではない。

6. 評価について

- ①評価基準については「絶対評価である」「上位評価者が増えることは望ましいことだ。」
- ②手引き改訂前、改訂後の評価基準に変更はない。評価基準を抑制する考えはない。

7. 目標設定の自己申告票及び達成状況の自己申告票について

- ①育成(評価)者は、最終提出期限までに提出されたものは、必ず受理しなければならない。
- ②最終提出期限までに育成(評価)者へ自己申告票を提出している者については、目標設定面談が行われていない、または終了していない場合であっても、自己申告票の不提出扱いにはならない。

得できない場合、市町教育委員会に苦情を申し立てることができません。和泉市では過去に苦情が認められ、



評価が変更された例があります。また、評価基準に記載された「求められる行動パターン」は、あくまで例示であり、教職員に強制されるものではありません。

新学期が始まり2週間余りが過ぎました。どうですか？ 今年の子ども達は何？ 明るい笑い声が聞こえる教室をつくりたいですね。4月も下旬です。この時期、各校で保健行事とともに家庭訪問が始まる時期でもあります。

家庭訪問スタート



家庭訪問は、その多くが保護者との初めての出会いです。緊張しますね。「しっかりしないと！」と思ひ、ついつい教師からの話しが多くなります。しかし考えてみると、保護者の方が子ども達のことをよく知っています。

◆いいことも交流
保護者の話を聞くとともに「こないないお子さんですね」と学校での具体的な様子も、1つは伝えたいものです。

ここは、担任になって時間があまり経っていません。今日はお子さんのことを聞かせて下さい。」と切り出してみようですか。

そんな教師の姿勢に、保護者の人は共感を寄せるものです。

組合に加入して、「評価・育成システム」をなくそう！